令和８年（フ）第１９８５号
札幌市中央区南14条西８丁目５番１―801号
債務者　奥山　洋充
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０２０号
札幌市豊平区月寒東５条５丁目２番３号　アイエイトパール201号
債務者　樋口　奈美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０４１号
札幌市豊平区平岸２条６丁目１番27号　コンフォートＹ―104号
債務者　延原　弘人
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０４３号
札幌市西区西町南３丁目２番21―403号
債務者　桑原　昇熙
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０４９号
札幌市豊平区美園９条２丁目３番８―103号
債務者　谷内　麻由
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０６４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目11番15号　ユー南Ⅱ―205号
債務者　萬谷　舞衣
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１０６号
札幌市手稲区新発寒６条８丁目４番30号　セラディール新発寒203号
債務者　上野　雄貴
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２８６号
北海道旭川市緑町16丁目2898番地の24　グループハウス月のあかり
債務者　岡崎カオリ
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９０号
北海道旭川市北門町14丁目2145番地の251　プリマーベラＤ208
債務者　西山　朋美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１３号
釧路市愛国西１丁目17番17号　ル・フランセＲ122号室
債務者　田中　晴菜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２７号
釧路市暁町３番21号
債務者　福西　　輝（法定代理人保佐人福西由珠）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２８号
釧路市宝町10番４号　たからじま、前住所釧路市阿寒町阿寒湖温泉４丁目３番33号
債務者　蔵根　敏文（法定代理人補助人高畑哲也）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５号
北海道標津郡中標津町計根別南２条西３丁目３番地１　計根別団地Ｃ２棟２
債務者　徳地　　明
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第５６号
岩手県二戸市上斗米字前田66番地
債務者　漆原　昭彦
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第２５５号
茨城県水戸市千波町2353番地の１　遠山住宅７号、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市出し山町５番地　ラスブリサスＡ棟202号室
債務者　大槻　真一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３３６号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡125番地３　フリーダムＣ棟201号
債務者　中村　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３３９号
茨城県水戸市東赤塚2186番地の２　赤塚ハイツＡ棟101号
債務者　宇留野正美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所